

規約の内容として必要な項目をもとに例として作成しています。必要に応じて加筆・修正・削除してください。ただし、規約として必要な以下の項目は削除しないでください。

・総則(クラブの名称、事務局の所在地) ・目的及び事業 ・クラブ員(入会資格、手続き、クラブ費等) ・役員(役職、任期等) ・会議(会議の種類、議決) ・会計 ・細則(輸送、慶弔等) ・規定の改定

規約の内容に変更があったときは、教育委員会学校教育課に提出してください。

【保護者会ジュニアクラブ用】

中学校名

部活名※例：男子バスケットボール、卓球 吹奏楽 等

〇〇中□□ジュニアクラブ規約 (例)

(例) を削除してください。

第1章 総則
(名称)

第1条 設置するクラブは、クラブ名を〇〇中□□ジュニアクラブ (以下「クラブ」) とし、他の団体との識別を図る。
(事務局の所在地)

第2条 本クラブは、事務局をクラブ代表者住所に置く。

第2章 目的及び事業
(目的)

第3条 本クラブは、クラブ員が持続的に〇〇に親しむことができる環境を提供し、クラブ員相互の親睦を深めつつ、クラブ員に生きる力を育成するとともに、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資する活動を行うことを目的とする。
(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

同じになる

種目名※例：バレーボール、バドミントン、吹奏楽、美術 等

(1) 〇〇の活動
(2) その他クラブの目的達成のために必要な事業
(3) 活動日及び活動場所

①活動日 休日
②活動場所 〇〇〇〇

主とする活動場所※例：〇〇中学校体育館

第3章 クラブ員
(入会資格)

第5条 本クラブに加入できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、加入後はクラブ

が定める規約を遵守する。

本クラブに加入できる者は、原則として各務原市内の中学校に在籍する生徒とする。

(加入手続き)

第6条 本クラブに加入を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、別に定めるクラブ費を納入しなければならない。

令和8年度における国の補助事業に対応するため、以下のようにクラブ費を計算してください。

・部活動費（ジュニアクラブ費）と保護者クラブ費を合算してください。

※これらは別会計になっていることと思いますが、同じ活動母体であることがほとんどだと考えています。そのため、一つの活動母体として捉え、受益者負担となるクラブ費として補助事業申請の根拠資料としていく考えです。

(クラブ費)

第7条 本クラブのクラブ費は、以下のように定める。その納入方法については別に定める。

なお、既納のクラブ費は返還しない。

返還している場合は、「なお、既納のクラブ費は返還しない。」を削除してください。

月ごとでなく、年間や半期、3か月ごと等まとめて集金している場合は、計算をして月額をだしてください。

月ごとや半期、3か月ごと等まとめて集金している場合は、計算をして年間額をだしてください。

(1) クラブ費は、月額〇〇〇円とし、年間〇〇〇円とする。

徴収したクラブ費は、登録料・スポーツ障害保険料・施設使用料・大会参加費・謝金・備品購入費・事務経費等に充てる。

【内訳】

- ・登録料〇〇〇円（〇〇円×〇〇人）
- ・スポーツ障害保険料〇〇〇円（生徒：〇〇円×〇〇人 指導者〇〇円×〇人）
- ・施設使用料〇〇〇円
- ・大会参加費〇〇〇円
- ・指導者への謝金〇〇〇円
- ・備品等購入費〇〇〇円
- ・事務経費〇〇〇円
- ・その他（ ）〇〇〇円

ボール等の消耗品も含めてください。

令和7年度の実績に基づいて記載してください。ただし、令和8年度、新たに集金額を変更する場合は、予算案として記載してください。なお、その他の内容が複数ある場合は、行を挿入してください。その他の内容がない場合は削除してください。

(2) ユニフォーム等、個人で使用するものについて、クラブ費とは別に代金を徴収し購入することとする。

各自で購入するものは含みません。個人に必要なため、クラブでまとめて購入する物品を記載してください。必要に応じて行を増やしてください。ない場合は、削除してください。

【代金を徴収し購入する物品】

・ () 〇〇〇円 (〇〇円×〇〇人)

(3) クラブ員でクラブ費を納入しない者は、原則として退クラブとみなす。

対応が違う場合は、項目を削除してください。

人数や他の役員や役割等がある場合は、加筆・修正してください。

第4章 役員

(役員)

第8条 本クラブには、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名

(役員の仕事)

第9条 各役員は次の職務を行う。

(1) 会長は、本クラブの会務を総括し、クラブを代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 会計は、クラブ費を管理する。

(4) 監事は、クラブの会務・会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 クラブの役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。なお、各役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第5章以降、各クラブの状況に応じて加筆・修正してください。

第5章 会議

(会議の種類)

第11条 本クラブに次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) その他、必要に応じて、総務部会、指導部会、広報部会等を置くことができる。

(総会)

第12条 総会は次の各号の事項を決議及び承認する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 役員及び監事の承認

(4) 規約の改正

(5) その他クラブの運営に関する事項

(総会の召集と議決)

第13条

(1) 総会は年1回会長が召集する。会長が必要と認める時は臨時に総会を召集することができる。

(2) 総会は、本クラブのクラブ員(保護者)の過半数の出席をもって成立する。

(3) 総会の議決は、出席クラブ員(保護者)の過半数の賛成をもって決する。

(役員会の召集)

第14条 役員会は、会長が召集する。

第6章 会計

(経費)

第15条 本クラブの経費は、クラブ費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(管理)

第16条 本クラブの経費は事務局(会計)が管理する。

(会計年度)

第17条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

本クラブの会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

生徒の新体制での活動開始時期と活動期間、新体制に係る会長等の決定及び、任期を鑑み、中体連夏季大会や夏季コンクール終了後より、翌年の中体連夏季大会や夏季コンクール終了までとなっているなど、各クラブの状況に応じて、上のどちらかの文を選んだり、修正したりしてください。

第7章 細則

(輸送)

第18条 本クラブにおけるクラブ員の輸送については、責任と移動手段について保護者に一任する。

(慶弔)

第19条 本クラブのクラブ員本人、役員、指導者が死亡の場合、生花1対を献花することとし、その他の会長が認める場合は、この限りではない。

第8章 規約の改定

(規約の改定)

第20条

(1) 本規約の条項は、総会において改定することができる。

(2) 本規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改定することができる。

附則

- ・本規約は、令和8年4月1日から施行する。